

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月20日
【会社名】	日本 B S 放送株式会社
【英訳名】	Nippon BS Broadcasting Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 玉井 忠幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田駿河台二丁目 5 番地
【電話番号】	03-3518-1800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 松友 大輔
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田駿河台二丁目 5 番地
【電話番号】	03-3518-1900
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 松友 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2025年11月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年11月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額534,500,850円

効力発生日

2025年11月20日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業活動の現状及び今後の多様化に備え、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

齋藤知久、玉井忠幸、松友大輔、阿久井香織、羽川寛、鈴木博喜、山口香、村田博文、樋口真人及び中川景樹の10氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

小椋英正、横山浩司及び安部徹の3氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

赤松清茂氏を補欠監査役として選任するものであります。

第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

社外取締役を除く取締役に対する非金銭報酬として2021年11月17日開催の第23回定時株主総会において年額50百万円以内の範囲で承認可決された株式報酬型ストック・オプションに関する報酬制度を廃止し、それに代わり同制度と同額の範囲内で新たに譲渡制限付株式付与のための報酬を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	139,737	2,376	1	(注) 1	可決 95.98
第2号議案 定款一部変更の件	138,976	3,137	1	(注) 2	可決 95.46
第3号議案 取締役10名選任の件					
齋藤知久	133,679	8,434	1	(注) 3	可決 91.82
玉井忠幸	134,258	7,855	1		可決 92.22
松友大輔	138,065	4,048	1		可決 94.84
阿久井香織	138,196	3,917	1		可決 94.93
羽川寛	138,206	3,907	1		可決 94.93
鈴木博喜	138,115	3,998	1		可決 94.87
山口香	138,182	3,931	1		可決 94.92
村田博文	138,105	4,008	1		可決 94.86
樋口真人	138,224	3,889	1		可決 94.94
中川景樹	138,007	4,106	1		可決 94.80
第4号議案 監査役3名選任の件					
小椋英正	134,444	7,669	1	(注) 3	可決 92.35
横山浩司	138,552	3,561	1		可決 95.17
安部徹	138,602	3,511	1		可決 95.20
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注) 3	
赤松清茂	134,429	7,684	1		可決 92.34
第6号議案 取締役(社外取締役 を除く。)に対する 譲渡制限付株式付与 に関する報酬額等及 び内容の決定の件	137,881	4,232	1	(注) 1	可決 94.71

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。